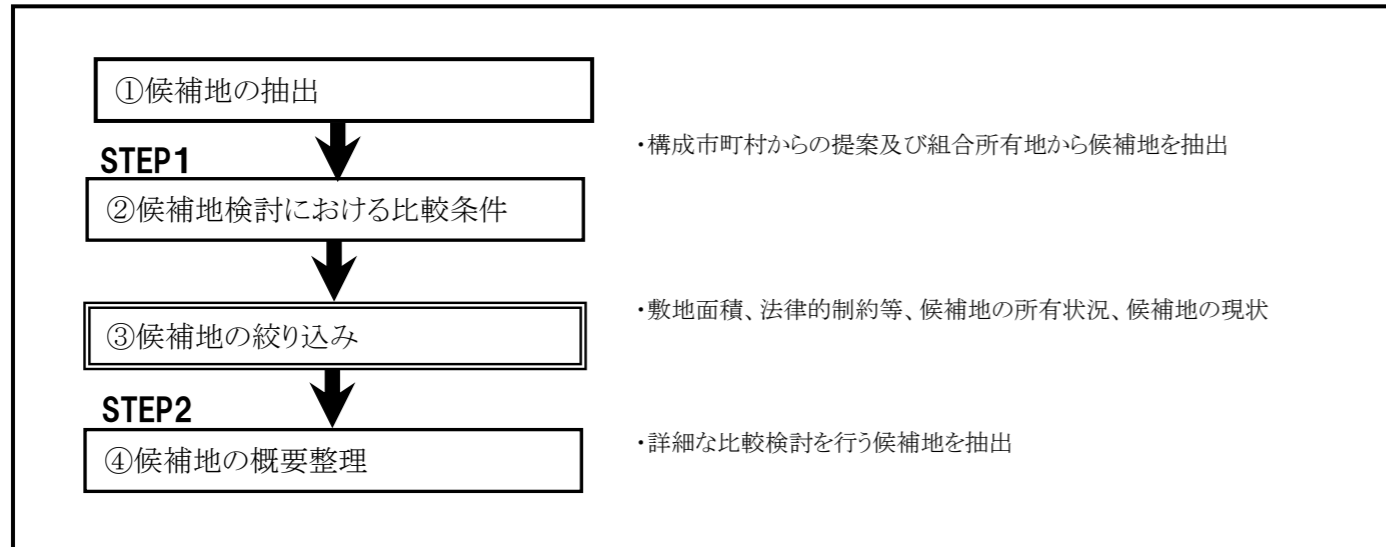
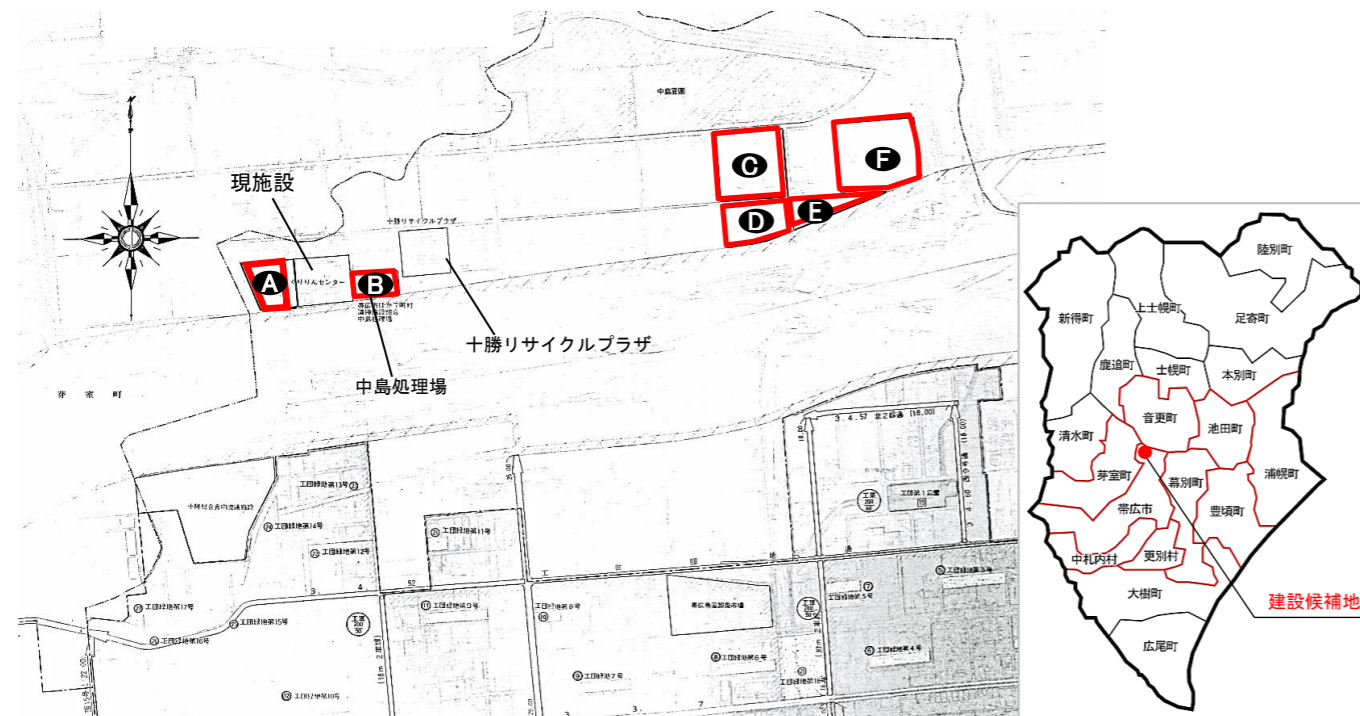


新中間処理施設の建設候補地について

【今年度における建設候補地の選定プロセス】



【建設候補地の比較】



	現施設※1	A地区	B地区	C地区	D地区	E地区	F地区
敷地面積	約4.8ha	約2.5ha	約1.9ha	約6.2ha	約3.7ha	約2.4ha	約7.9ha
所有状況	—	組合所有地		帯広市提案 ※2			
現況	—	パークゴルフ場	中島処理場(跡地)	畑			

※1 緩衝緑地(約0.14ha)含む
※2 検討のために、組合が道路により4つの地区に分割

STEP1 候補地検討における比較条件

①敷地面積
これまでの検討内容を踏まえ、ごみ処理方式の選択の幅を確保するため、現施設と同等程度(約5ha)以上が望ましい。

②法的制約等
土地利用に関する立地規制等

法律名	適用範囲等
都市計画法	都市計画区域内に本法で定めるごみ処理施設を設置する場合、都市施設として計画決定が必要
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域内にごみ処理施設を建設する場合
農地法	工場を建設するために農地を転用する場合
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域内に建築物の新設をする場合
鳥獣保護及び狩猟に関する法律	特別保護地域内において工作物を設置する場合
文化財保護法	土木工事によって周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘する場合
自然環境保全法	原生自然環境保全地域内に建築物の新築をする場合
森林法	保安林等にごみ処理施設を建設する場合
景観法	景観計画区域内において建築等を行う場合は、届出の必要性や建築物の形態意匠の制限がかかることがある

③候補地の所有状況
候補地の所有者等

④候補地の現状
候補地の土地利用状況

【建設候補地の比較・絞り込み結果】

	A地区	B地区	C地区	D地区	E地区	F地区
①敷地面積(ha)	2.5	1.9	6.2	3.7	2.4	7.9
②法的規制等	都市計画法	市街化調整区域	市街化調整区域	市街化調整区域	市街化調整区域	市街化調整区域
	宅地造成等規制法	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	農地法	該当(農業地域)	該当(農業地域)	該当(農業地域)	該当(農業地域)	該当(農業地域)
	農業振興地域	該当なし	該当なし	該当(農用地区域)	該当(農用地区域)	該当(農用地区域)
	鳥獣特別保護区	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	文化財保護法	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	自然環境保護法	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
③候補地の所有状況	組合敷地	組合敷地	民有地	民有地	民有地	民有地
④候補地の現状	パークゴルフ場	中島処理場(跡地)	畑	畑	畑・不整形地	畑
建設候補地としての適性	△	×	○	△	×	○

次年度以降詳細な比較検討を行う対象をC地区とF地区に絞り込み、建設候補地を決定していきたい。

STEP2 候補地の概要整理(別紙)

建設候補地の概要

項目	候補地	C 地区	F 地区
	面積	約6.2ha	約7.9ha
	区域区分	市街化調整区域	市街化調整区域
①自然環境保全関係	自然の保全 (森林の保全)	・森林等を開発せず、施設を整備できることから、開発による影響は極めて少ないと思われる。	
	水源、放流先	・施設整備に伴う水源や放流先への影響は極めて少ないと思われる。	
	貴重な動植物	・候補地内に希少動植物は確認されていない。	
	その他特別な環境負荷軽減対策の必要有無	・その他特別な環境負荷軽減対策はないものと考えられる。	
②地理的關係	地質	・砂・礫及び粘土であるため、基礎対策に係る費用は少ないと思われる。	
③防災関係	土砂災害、地すべり、防災指定地等	・過去に土砂災害、地すべり、防災指定地は確認されていない。	
	浸水想定区域	・浸水深 2.0m～5.0m 未満（一部 5.0m 以上）と想定される。	・浸水深 5.0m 以上と想定される。
④生活環境	候補地から教育、医療、福祉等施設までの距離	・500m以内に教育、医療、福祉施設等は存在しない。	
	候補地からの民家、集落との距離	・500m以内に民家が存在する。	
⑤周辺状況	騒音、振動、悪臭規制状況	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音：指定なし。 ・振動：指定なし。 ・悪臭：指定なし。 	
	上水道、下水道、電気等の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道：整備区画外周の一角に接している。 ・下水道：区域外のため、処理水を河川放流する場合、施設から樋管（新設）までの距離に応じた整備費が必要となる。 ・電 気：敷地内には鉄塔がないため、直近の鉄塔から新施設までの架線の距離に応じた負担金が必要となる。 	
⑥収集・運搬	収集運搬費	・現施設とほぼ同程度の運搬費と想定される。	
⑦関連施設	最終処分場	・建設候補地から最終処分場（池田町 うめーるセンター美加登）までの距離は約 50 km程度で現施設と同程度である。	
	資源ごみの中間処理施設	・建設候補地から資源ごみの中間処理施設（帯広市 十勝リサイクルプラザ）までの距離は約 1km である。	